

2009年3月27日  
東日本旅客鉄道株式会社

## 信濃川発電所かんがい用水のための取水について

弊社は、3月10日、弊社信濃川発電所における一連の不祥事に対し、国土交通省北陸地方整備局より河川法に基づく流水の占用許可取消等の行政処分を受け、これを受けて信濃川発電所では発電に使用する取水については停止いたしました。

行政処分の命令において、他の水利使用に支障を与えてはならない旨ご指導いただいておりますが、本年4月からの、かんがい用水のための水位維持用水について申請がなされました。この間、関係の皆さまにご努力いただきましたことに感謝いたします。

広範囲にわたるかんがい用水を安定的に確保するためには、一定量の取水を行う必要があります。また、かんがい用水に供給する設備は信濃川発電所の設備と共用しているため、この取水により、信濃川発電所の放水路や送水トンネル等を通じて発電機に水が供給されることになり、結果として一部の発電機が稼働し、発電することとなります（4月20日～9月10日）。

弊社は、今後とも地域の皆さまをはじめ関係の皆さまの信頼回復に向け、今後も誠心誠意努力してまいります。

# かんがい・流雪溝用水の取水箇所略図

